

## 医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における 公的研究費に係る間接経費の取扱規程

### (目的)

第1 この規程は「競争的資金の間接経費執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の趣旨に基づき、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)における公的研究費の間接経費の執行に関する規程を定め、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この規程にいう「間接経費」は、公的研究費による研究の実施に伴い、研究所の研究活動の管理・運営等に必要な経費として、当研究所が使用する経費をいう。

2 間接経費を計上できない外部資金であって一般管理費が措置されているものの一般管理費を含むものとする。

### (間接経費の額)

第3 本研究所における間接経費は直接経費額の30%に相当する額とする。ただし、当該競争的資金等拠出元の機関による特別な定めがある場合は、そのために準拠することとする。

### (間接経費の譲渡)

第4 本研究所において経理処理を行う競争的資金等を得た研究者は、当該間接経費を本研究所に譲渡しなければならない。

2 当該研究者が、他機関等へ移籍又は、当該競争的資金等による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者へ返還するものとする。

### (間接経費の用途)

第5 間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、本研究所全体の研究機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。

2 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。

### (間接経費の執行・管理)

第6 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、適切に執行する。

2 理事長は、間接経費の執行が円滑に行われるよう努力するものとし、その運用状況について把握に努めるものとする。

(実績報告)

第7 毎年度の間接経費使用実績については、当該年度終了後に「間接経費執行実績報告書」を作成し、当該間接経費の配分機関の定めにより、報告を行う。

(その他)

第8 この指針に定めるものの他に必要となる事項は、別に定めるものとする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。